

一者応札・応募事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
案件番号	東-13	
入札及び契約方式	一般競争入札(最低価格落札方式)	
契約の件名及び数量	「平成24年度中小企業大学校東京校電子印刷製本機械の保守及び消耗品等の供給業務」、一式	
契約締結日	平成24年3月15日	
契約の相手方の商号又は名称等	富士ゼロックス株式会社	
入札経緯及び結果	平成24年2月9日 入札公告 平成24年3月2日 入札説明会 平成24年3月13日 入札参加証明書提出締切 平成24年3月15日 価格評価、落札決定	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	前回同様問題ないと判断。
②業務等準備期間の十分な確保	×	前回同様問題ないと判断。
③公告期間の見直し	○	契約事務取扱要領に定める公告期間(10日以上)に対して、20日間に設定した。
④公告周知方法の改善	×	前回同様機構ホームページ掲載と東京校内掲示で対応。
⑤電子入札システムの導入	×	物品購入等の入札説明会の開催を要しない入札が全体のごく一部に過ぎない状況において、導入コスト及びランニングコストの観点や官公需の観点から導入が困難な状況。
⑥業者等からの聴き取り	×	入札参加希望者が1者しかいなかったため、聴き取り対象がない。
⑦その他		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
今後複数の者の応札は見込まれないため、リース契約・保守契約の一体化を検討しつつ、事前確認公募で対応することも検討したい。		
契約監視委員会のコメント		
イニシャルコストとランニングコストを含めたトータルコストで検討すべきである。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
次回の機器の更新において、機器と保守の一本化も含め、トータルコストと予算を勘案しながら対応を検討する。機器の更新を行わずに、機器のリース契約を継続する間は、事前確認公募で対応することも検討する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
井上東委員長、吉野源太郎委員、渡邊惺委員、大石隆博委員、宇田川文男委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

一者応札・応募事案フォローアップ票

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
案件番号	本-158	
入札及び契約方式	一般競争入札(総合評価落札方式)	
契約の件名及び数量	「平成24年度中心市街地活性化協議会支援センター運營業務委託」、一式	
契約締結日	平成24年4月1日	
契約の相手方の商号又は名称等	中小企業・地域シェアドサービス(株)	
入札経緯及び結果	平成24年2月2日 入札公告 平成24年2月16日 競争参加資格申請締切 平成24年2月21日 技術等審査会説明会 平成24年3月7日 企画書提出日 平成24年3月8日 技術等審査会 平成24年3月12日 価格評価、落札決定	
一者応札・応募の改善取組内容		
改善項目	状況	具体的な取組内容
①仕様書の見直し等	×	平成22年度は同様の仕様書等の情報提供で複数者入札となったため、仕様書等の見直しはしなかった。なお、業務内容を十分に理解した上で企画提案書の作成や業務実施の事前準備ができるよう、仕様書のほかに業務内容について補足資料を添付し、入札説明会参加者に対し配布し、説明している。
②業務等準備期間の十分な確保	○	受託者が業務を円滑に開始できるよう、落札決定(3/12)から業務開始前(3/31)までの引継期間を19日間設定した。
③公告期間の見直し	○	入札公告(2/2)から入札説明会(2/21)まで19日間確保した。
④公告周知方法の改善	×	前回同様、事務室掲示及び機構ホームページにより公告した。
⑤電子入札システムの導入	×	本件は総合評価方式であるため、電子入札の導入は想定できない。
⑥業者等からの聴き取り	×	入札参加希望者が1者しかいなかったため、聴き取り対象がない。
⑦その他		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
(1)入札希望者に分かりやすい仕様書として、見直しを行う。特に、入札説明会参加者だけに対して配布している「補足資料」の内容等を今後は仕様書の中に入れ込むといった対応を行う。 (2)参加資格について、等級A又はBの他に、Cランクも入れた対応を行う。 (3)公告周知方法については、事務室掲示や機構ホームページによる公告の他に、中小企業関連4団体等を通じた公告周知といった対応を行う。		
契約監視委員会のコメント		
法人における事後点検の結果講ずることとした措置の中で、一者応札とならないために有効な手法はあるか。		
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
公告資料を詳細化し、入札説明会参加者だけに配布していた補足資料の内容を盛り込む。 公告周知については、中小企業関連4団体等にも協力を依頼する。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
井上東委員長、吉野源太郎委員、渡邊惺委員、大石隆博委員、宇田川文男委員		

(注)1. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「改善項目」は、平成21年7月3日事務連絡「競争契約における1者応札・1者応募についての改善方策等について(依頼)」に基づき各法人で作成した改善方策等を基に、適宜追加すること。

(注)2. 「一者応札・応募の改善取組内容」における「状況」は、取組済の場合は「○」、取組未済の場合は「×」を記載。

(注)3. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。